

米原市給水装置工事施工基準書

米原市 上下水道課

令和4年12月

目次

| | |
|-------------------------|---------|
| 第1章 給水装置について | P 1 |
| 1. 1 給水装置とは | P 1 |
| 1. 2 給水装置の工事について | P 1 |
| 1. 3 給水方式の決定 | P 1～2 |
| 1. 4 計画使用水量および給水管の決定 | P 2～11 |
| 第2章 給水装置工事の施工について | P 12 |
| 2. 1 給水管の分岐 | P 12 |
| 2. 2 給水管の保護 | P 13 |
| 2. 3 給水管の埋設深さ | P 13 |
| 2. 4 給水管の明示 | P 13 |
| 2. 5 止水栓の位置 | P 13 |
| 2. 6 空気弁の設置 | P 13 |
| 2. 7 給水取出し管 | P 13 |
| 2. 8 断水が伴う工事について | P 14 |
| 2. 9 元付け型浄水器等の設置について | P 14 |
| 2. 10 その他について | P 14 |
| 第3章 給水装置の材料について | P 15 |
| 3. 1 水道メーターまでの指定材料について | P 15 |
| 3. 2 水道メーターから二次側の材料について | P 15 |
| 第4章 受水槽について | P 16 |
| 4. 1 設置位置について | P 16 |
| 4. 2 材質について | P 16 |
| 4. 3 構造について | P 16～17 |
| 4. 4 附属設備について | P 17～18 |
| 4. 5 簡易専用水道設置届について | P 18 |
| 第5章 水道メーターについて | P 19 |
| 5. 1 メーターの位置について | P 19 |
| 5. 2 メーターの設置個数について | P 19 |
| 5. 3 メーターの口径について | P 19～20 |

| | | |
|-------|------------------|---------|
| 5. 4 | メーターの増径について | P 20 |
| 第6章 | クロスコネクションの禁止について | P 21 |
| 6. 1 | クロスコネクションとなる配管の例 | P 21 |
| 第7章 | 土木工事について | P 22 |
| 7. 1 | 土工事（掘削・埋戻し） | P 22 |
| 7. 2 | 道路復旧工事 | P 22 |
| 7. 3 | 現場管理 | P 22～23 |
| 第8章 | 給水装置工事の手続きについて | P 24 |
| 8. 1 | 給水装置工事に必要な書類について | P 24 |
| 第9章 | 給水装置工事の図面について | P 25 |
| 9. 1 | 図面の表示 | P 25～26 |
| 9. 2 | 図面の種類 | P 27～29 |
| 第10章 | 給水工事の検査について | P 30 |
| 10. 1 | 立会検査（分岐工事のみ） | P 30 |
| 10. 2 | 完了検査 | P 30 |
| 10. 3 | 市の検査日について | P 30 |
| 別紙資料 | | P 31～35 |

第1章 給水装置について

1. 1 給水装置とは

給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管およびこれに直結する給水用具をいう。

1. 2 給水装置の工事について

米原市水道事業給水条例第5条第1項および同条例第8条第1項に基づき、指定工事店が工事を行うときは、あらかじめ市長に給水工事の申し込みを行い、その承認を受けなければならない。開発給水協議に伴う給水装置工事は、別途協議を必要とする。

なお、給水装置の工事は原則として需要者の負担において行う。

1. 3 給水方式の決定

給水方式は次のとおりとする。

(1) 直結直圧方式

直結直圧方式の給水は原則2階建程度の建築物までとする。

3階～5階の建築物については、市内の一部地域において、市と協議の上、直結直圧方式の給水を認める。(詳細は別冊の米原市中高層建物直結直圧および増圧方式給水装置施工基準書を参照のこと。)

(2) 直結増圧方式

市内の一部地域において、市と協議の上、直結増圧方式の給水を認める。(詳細は別冊の米原市中高層建物直結直圧および増圧方式給水装置施工基準書を参照のこと。)

(3) 直結直圧・増圧方式併用

同一建物で給水用途が異なり、それぞれ独立した区画の場合は併用を認める。

(4) 受水槽方式

3階建以上に給水設備を備える建築物または、2階建程度の建築物であっても次のような場合には受水槽方式とする。(詳細は第4章を参照のこと。)

ア 需要者の必要とする水量、水圧が得られない場合。

イ 病院等で災害時、事故等による水道の断減水時にも、給水の確保が必要な場合。

ウ 一時に多量の水を使用するとき、または使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。

- エ 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。
- オ 周囲の配水管の布設口径、給水需要の状況から、給水方式について市の指導による場合。
- カ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合。

(5) 直結・受水槽併用方式

直結直圧方式と受水槽方式を併用する場合、それぞれの装置の区分を明確にし、両方式を直結してはならない。(直結した場合、受水槽以降で滞留した水道水が直結直圧方式の管内から配水本管へ逆流するおそれがあるため。)

1. 4 計画使用水量および給水管の決定

(1) 直結給水の計画使用水量について

計画使用水量は、建物の用途および水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を基に決定すること。一般的に直結直圧方式の場合は、同時使用水量 (ℓ/分) から求められる。

①一戸建て住宅の場合

ア 同時に使用する給水用具を設定して計算する方法

同時に使用する給水用具数を求めるには、設置する総給水用具より同時使用率を考慮した給水用具数 (表 1) を求め、使用頻度の高い給水用具 (台所、洗面器等) と使用場所を十分に配慮して選択した給水用具の一般的な給水用具種別吐水量 (表 2) を用いて同時使用水量を求める方法と、給水用具の種類に関わらず給水用具の標準使用水量 (表 3) を用いて同時使用水量を求める方法もある。

表 1 同時使用率を考慮した給水用具数

| 給水用具数 (個) | 同時使用比率を考慮した給水用具数 (個) |
|-----------|----------------------|
| 1 | 1 |
| 2~4 | 2 |
| 5~10 | 3 |
| 11~15 | 4 |
| 16~20 | 5 |
| 21~30 | 6 |

表2 種類別吐水量とこれに対応する給水用具の口径

| 用 途 | 使用量 (ℓ/min) | 対応する給水 用具の口径 (mm) | 備 考 |
|------------|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 台所流し | 12～40 | 13～20 | |
| 洗濯流し | 12～40 | 13～20 | |
| 洗面器 | 8～15 | 13 | |
| 浴槽（和式） | 20～40 | 13～20 | |
| 浴槽（洋式） | 30～60 | 20～25 | |
| シャワー | 8～15 | 13 | |
| 小便器（洗浄タンク） | 12～20 | 13 | |
| 小便器（洗浄弁） | 15～30 | 13 | 1回（4～6秒）の吐水量2～3ℓ |
| 大便器（洗浄タンク） | 12～20 | 13 | |
| 大便器（洗浄弁） | 70～130 | 25 | 1回（8～12秒）の吐水量13.5～16.5ℓ |
| 手洗い器 | 5～10 | 13 | |
| 消火栓（小型） | 130～260 | 40～50 | |
| 散水 | 15～40 | 13～20 | |
| 洗車 | 35～65 | 20～25 | 業務用 |

表3 給水用具の標準使用水量

| | | | |
|-------------|----|----|----|
| 給水用具の口径（mm） | 13 | 20 | 25 |
| 標準使用水量（ℓ/分） | 17 | 40 | 65 |

イ 標準化した同時使用水量により計算する方法

この方式は、給水用具の数と同時使用水量との関係についての標準値から求める方法である。給水装置のすべての給水用具の個々の使用水量（表2）を足し合わせた全使用水量を給水用具の総和で割ったものに、同時使用水量比（表4）を掛けて求める方法である。

表4 給水用具数と同時使用水量比

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総給水用具数 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 15 | 20 | 30 |
| 使用水量比 | 1.0 | 1.4 | 1.7 | 2.0 | 2.2 | 2.4 | 2.6 | 2.8 | 2.9 | 3.0 | 3.5 | 4.0 | 5.0 |

②集合住宅等の場合

ア 戸数から同時使用水量を求める方法

10 戸未満 同時使用水量 = $42N^{0.33}$

10 戸以上 600 戸未満 同時使用水量 = $19N^{0.67}$ N: 戸数

イ 居住人数から同時使用水量を求める方法

1 ~ 30 人 同時使用水量 = $26P^{0.36}$

31 人 ~ 200 人 同時使用水量 = $13P^{0.56}$ P: 人数

③一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル等の場合

ア 器具給水負荷単位による方法

器具給水負荷単位とは、給水用具の種類による使用頻度、使用時間および多数の給水器具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水量を単位化したものである。瞬時最大水量の算出は表の器具ごとの器具給水負荷単位（表 5）に器具数を乗じたものを累計し、瞬時最大給水流量図（表 6）を利用して同時使用水量を求めるものである。

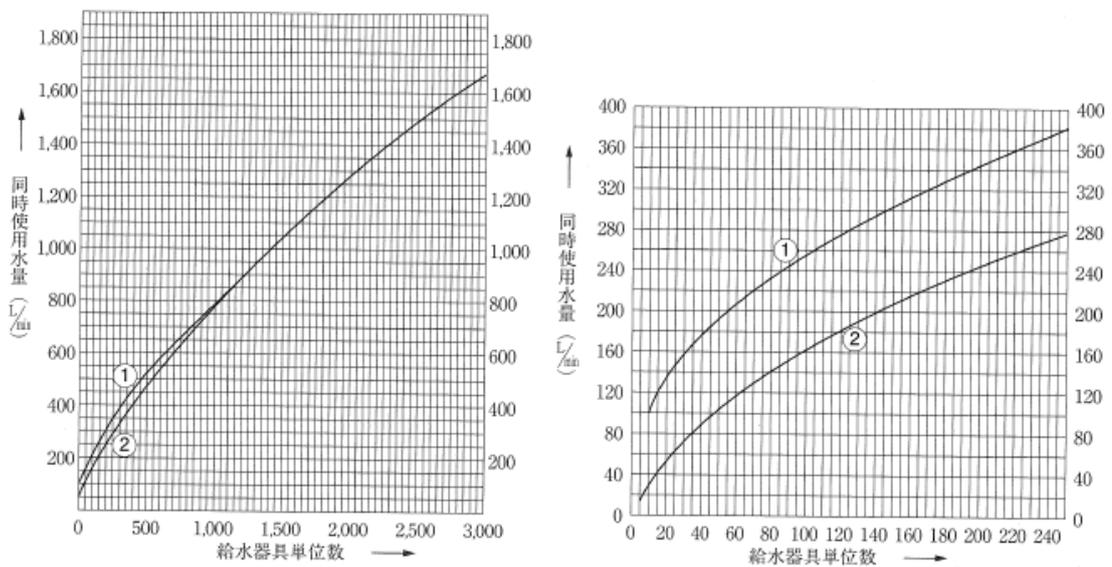
表 5 器具給水負荷単位表

| 器具名 | 水栓 | 器具給水負荷単位 | |
|-------------|-----------|----------|-----|
| | | 公衆用 | 私室用 |
| 大 便 器 | 洗 淨 弁 | 10 | 6 |
| 大 便 器 | 洗 淨 タ ン ク | 5 | 3 |
| 小 便 器 | 洗 淨 弁 | 5 | |
| 小 便 器 | 洗 淨 タ ン ク | 3 | |
| 洗 面 器 | 給 水 栓 | 2 | 1 |
| 手 洗 器 | 給 水 栓 | 1 | 0.5 |
| 医 療 用 洗 面 器 | 給 水 栓 | 3 | |
| 事 務 室 用 流 し | 給 水 栓 | 3 | |
| 台 所 流 し | 給 水 栓 | | 3 |
| 料 理 場 流 し | 給 水 栓 | 4 | 2 |
| 料 理 場 流 し | 混 合 栓 | 3 | |
| 食 洗 器 流 し | 給 水 栓 | 5 | |
| 連 合 流 し | 給 水 栓 | | 3 |

| | | | |
|-------------------|--------------|---|---|
| 洗面流し (水栓1個につき) | 給水栓 | 2 | |
| 掃除用流し | 給水栓 | 4 | 3 |
| 浴槽 | 給水栓 | 4 | 2 |
| シャワー | 混合栓 | 4 | 2 |
| 浴室 - そろい | 大便器が洗浄弁による場合 | | 8 |
| 浴室 - そろい | 大便器が洗浄弁による場合 | | 6 |
| 水飲器 | 水飲み水栓 | 2 | 1 |
| 湯沸し器 | ボールタップ | 2 | |
| 散水・車庫 | 給水栓 | 5 | |

給湯栓併用の場合は、1個の水栓に対する器具給水負荷単位は上記数値の3/4とする。
(空気調和・衛生工学会便覧による)

表6 (右図が左図の拡大)



(2) 受水槽方式の計画使用水量について

受水槽式給水における計画1日使用水量は、建物種別単位給水量・使用時間・人員(表7)を用い、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを十分に考慮して設定すること。一般に受水槽への単位時間当たり給水量は、1日当たりの計画使用水量(計画1日使用水量)を使用時間で除した水量とする。

計画 1 日使用水量の算定には、次の方式がある。

ア 使用人員から算出する場合

1 人 1 日当たり使用水量 (表 7) × 使用人員

イ 使用人員が把握できない場合

単位床面積当たり使用水量 (表 7) × 延床面積

ウ その他

使用実績等による積算

表 7 にない業態等については、使用実態および類似した実態等の使用水量実績等を調査して算出すること。

表 7 建築用途別給水対象人員算定基準表

| 建 物 種 類 | 単位給水量 (1 日当たり) | 使用時間 (h/日) | 注 記 | 有効面積当りの人員等 | 備 考 |
|-------------------|---|---------------|--|--|---------------------------------------|
| 戸 建 住 宅 | 200 ~ 400 ℓ / 人 | 10 | 居 住 者 1 人 当 り | | |
| 集 合 住 宅 | 200 ~ 350 ℓ / 人 | 15 | 居 住 者 1 人 当 り | 0.16 人 / m ² 0.16 人 / m ² | |
| 独 身 寮 | 400 ~ 600 ℓ / 人 | 10 | 居 住 者 1 人 当 り | | |
| 官公庁・事務所 | 60~100ℓ/人 | 9 | 在勤者 1 人当り | 0.2 人 / m ² | 男子500/人、女子1000/人、社員 食堂・テナントなどは別途加算 |
| 工 場 | 60~100ℓ/人 | 操業 時間+1 | 在勤者 1 人当り | 座作業0.3人/m ² 立作業0.1人/m ² | 男子500/人、女子1000/人、社員 食堂・シャワーなどは別途加算 |
| 総 合 病 院 | 1,500~3,500ℓ/床 30~60ℓ/m ² | 16 | 延べ床面積 1 m ² 当り | | 設備内容などにより詳細に検討する |
| ホ テ ル 全 体 | 500~6,000ℓ/床 | 12 | | | 同上 |
| ホ テ ル 客 室 部 | 350~450ℓ/床 | 12 | | | 客室部のみ |
| 保 養 所 | 500~800ℓ/人 | 10 | | | |
| 喫 茶 店 | 20~35ℓ/客 55~130ℓ/店舗 m ² | 10 | | 店舗面積には 厨房面積を含む | 厨房で使用される水量のみ 便所洗浄水などは別途加算 |
| 飲 食 店 | 55~130ℓ/客 | 10 | | 同上 | 同上 |
| 社 員 食 堂 | 110~530ℓ/店舗 m ² 25~50ℓ/食 80~140ℓ/食堂 m ² | 10 | | 同上 | 定性的には、軽食・そば・和食・ 洋食・中華の順に多い 同上 |
| 給食センター | 20~30ℓ/食 | 10 | | | 同上 |
| デパート・スーパーマーケット | 15~30ℓ/m ² | 10 | 延べ床面積 1 m ² 当り | | 従業員分・空調用水を含む |
| 小 ・ 中 ・ 普通高等学校 | 70~100ℓ/人 | 9 | (生徒+職員) 1 人当り | | 教師・職員分を含む。プール用水 (40~1000/人) は別途加算 |
| 大 学 講 義 棟 | 2~4ℓ/m ² | 9 | 延べ床面積 1 m ² 当り | | 実験・研究用水は別途加算 |
| 劇 場 ・ 映 画 館 | 25~40ℓ/m ² 0.2~0.3ℓ/人 | 14 | 延べ床面積 1 m ² 当り 入場者 1 人当り | | 従業員分・空調用水を含む |
| ターミナル駅 | 10ℓ/1,000人 | 16 | 乗降客1,000人当り | | 列車給水・洗車用水は別途加算 |
| 普通 駅 | 3ℓ/1,000人 | 16 | 乗降客1,000人当り | | 従業員分・多少のテナント分を含む |
| 寺 院 ・ 教 会 | 10ℓ/人 | 2 | 参会者 1 人当り | | 常住者・常勤者分は別途加算 |
| 図 書 館 | 25ℓ/人 | 6 | 閲覧者 1 人当り | 0.4 人 / m ² | 常勤者分は別途加算 |

* 単位給水量は設計対象給水量であり、年間1日平均給水量ではない。

* 備考欄に特記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用水などは別途加算する。

* 数多くの文献を参考にして表作成者の判断により作成。

(空気調和・衛生工学便覧による)

(3) 給水管およびメーターの口径決定について

給水管の口径は、設計水圧、計画使用水量、および流速を考慮した上で、水理計算により決定する。

ア 設計水圧について

本市における設計水圧は原則として0.196MPaとする。ただし、管理者と協議の上変更することができる。

イ 流速について

給水管の流速を早くすると流水音の発生やウォーターハンマーを引き起こしやすくなるため、原則として2.0m/秒以下になるよう設計すること。

ウ 最低作動水圧について

最低作動水圧を必要とする給水用具を使用する場合は、給水用具の取り付け部において必要な水圧を確保すること。

エ 給水管の摩擦損失水頭の計算公式について

50mm以下はウエストーン公式、75mm以上はヘーゼン・ウィリアムス公式とする。

オ 給水管の口径について

給水管の口径はメーター口径と同等以下にすること。

ただし、メーター口径が13mmのときに限り、メーターの二次側を20mmにすることができる。

カ 水理計算書の提出について

メーター口径40mm以上、受水槽方式、給水栓が多い場合、3階直結直圧式等は水理計算書を提出すること。ただし、2階建て一般住宅等で小規模なメーター口径(25mmまで)の場合であって、概ね表8-2に示す水栓個数以下の場合については、水理計算書の提出を省略することができる。なお、給水用具の口径が13mm以上の場合は、表8-1で換算することができる。

表8-1 給水用具の換算表

| 給水管の口径 (mm) | 13mmの水栓に換算 |
|-------------|------------|
| 13 | 1 |
| 20 | 3 |
| 25 | 6 |

表8-2 メーター口径と水栓単位 (目安)

| メーター口径 (mm) | 給水用具単位数 |
|-------------|---------|
| 13 | 5以下 |
| 20 | 15以下 |
| 25 | 25以下 |

キ 直管換算長について

直管換算長とは、給水用具類、メーター、管継手部等による損失水頭が、これと同口径の直管の何m分の損失水頭に相当するかを直管の長さで表したものをいう。各種給水用具の標準使用水量に対応する直管換算長をあらかじめ計算しておけば、これらの損失水頭は、管の摩擦損失水頭を求める式から計算できる。直管換算長の求め方は、次のとおりである。

①各種給水用具の標準使用流量に対応する損失水頭 (h) を表 10-1、表 10-2、

表 10-3、表 10-4 より求める。

②表 9 のウェストン公式流量図から、標準使用流量に対応する動水勾配 (I) を求める。

③直管換算長 (L) は、 $L = (h/I) \times 1,000$ である。

表 9 ウェストン公式流量図

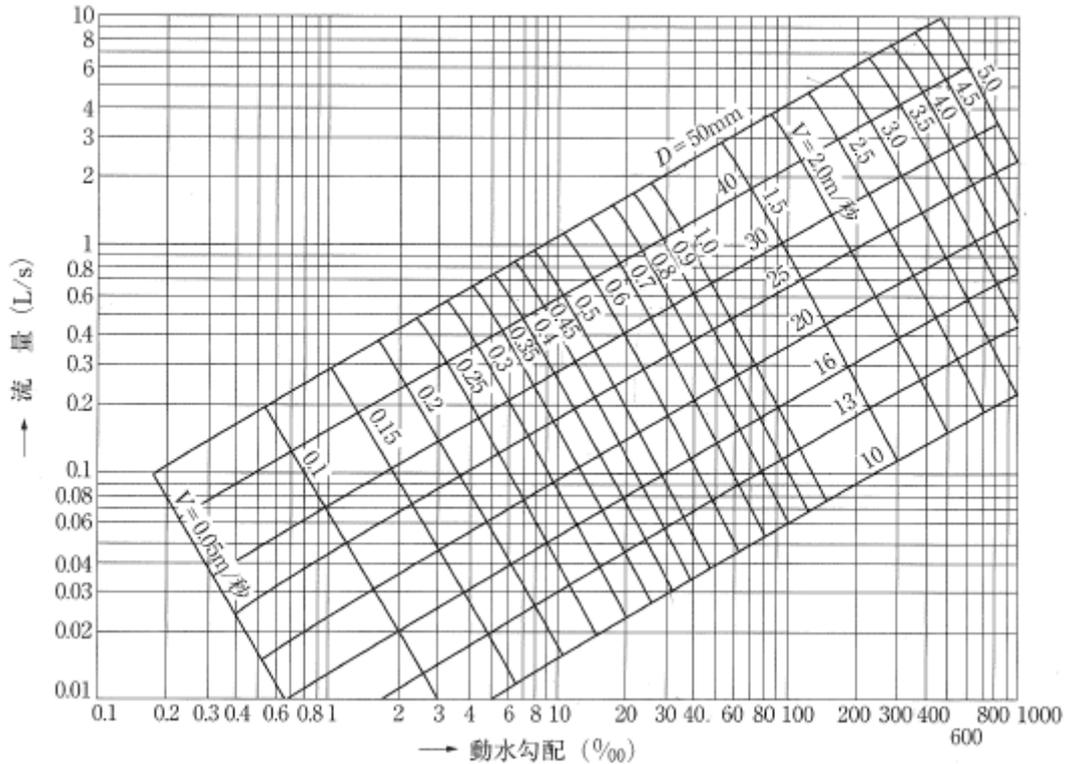


表 10-1 給水栓、止水栓、分水栓の損失水頭例

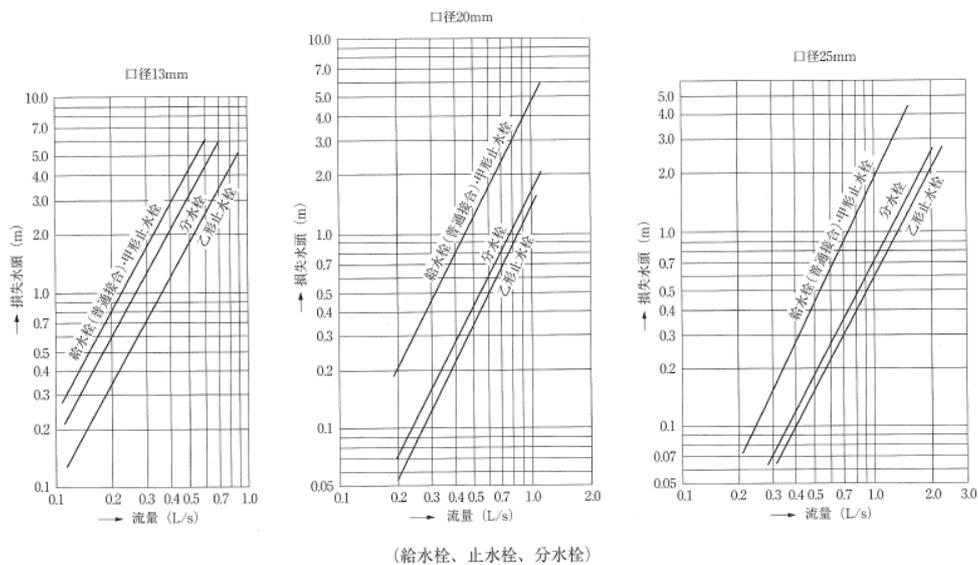


表 10-2 呼び径 25 単式逆流防止弁の損失水頭例

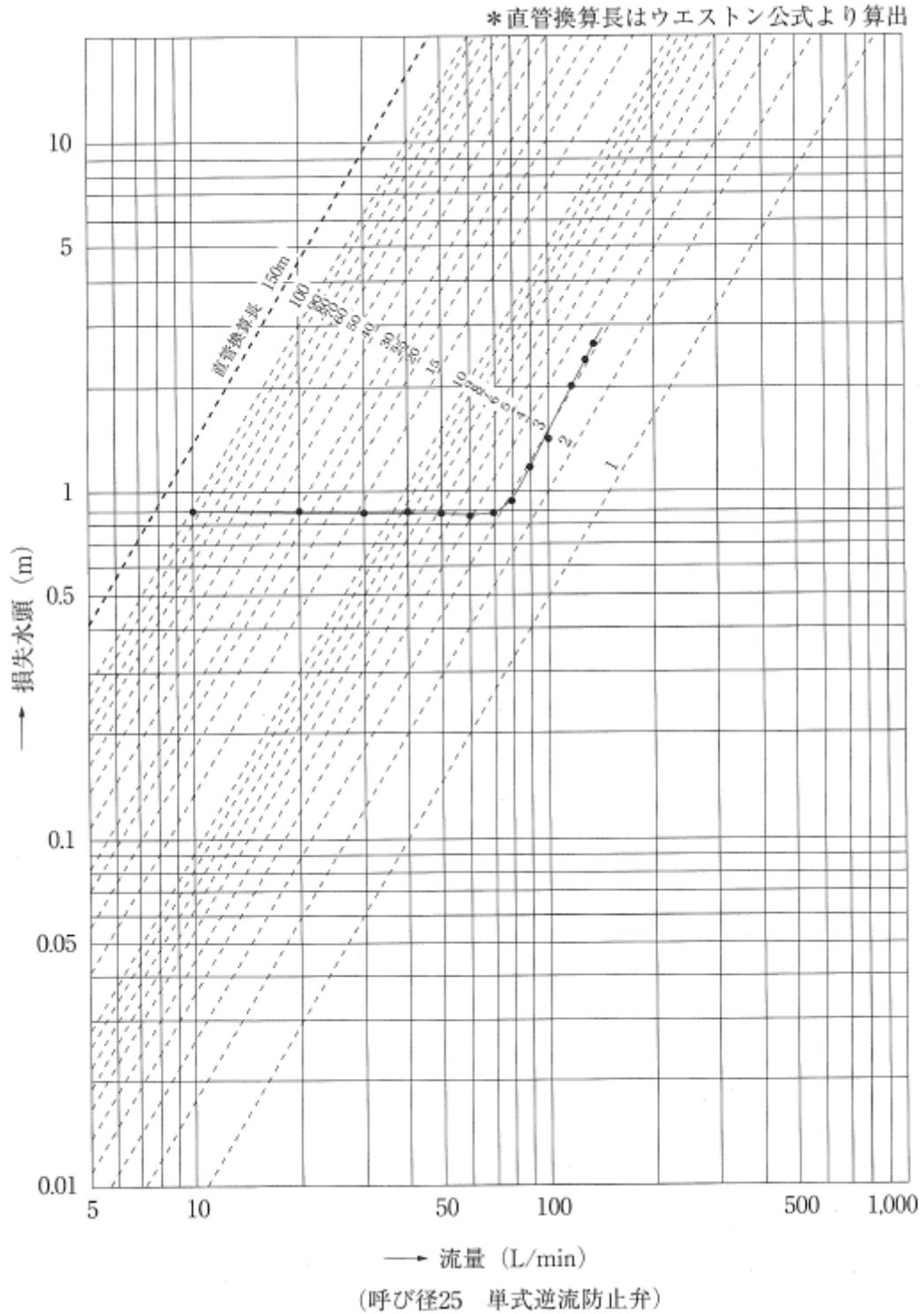


表 10-3 メーター損失水頭例

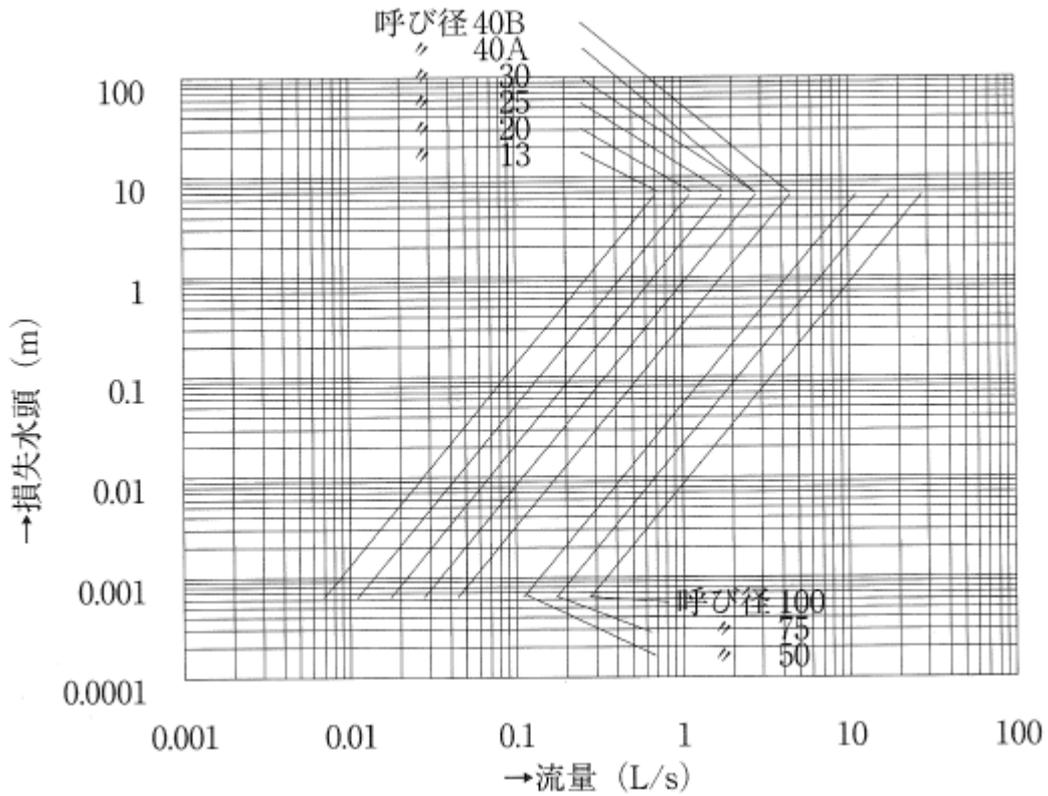
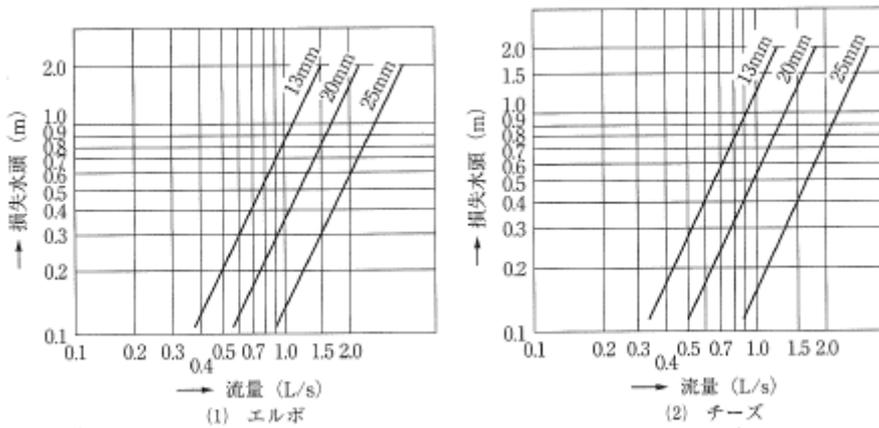


表 10-4 管継手部による損失水頭例



ク 給水管の管径均等数について

配水管および給水管の分岐可能数は水理計算によって決定すべきであるが、主管からの分岐数を参考として推測する場合は、管径均等表を用いると便利である。

$$N = (D/d)^{5/2}$$

N = 小管の数 (均等管数)

D = 大管の口径 (主管)

d = 小管の口径 (分岐管)

管径均等表

| 分岐管 又は水栓mm 主管径 mm | 13 | 20 | 25 | 30 | 40 | 50 | 75 |
|-------------------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|------|
| 13 | 1.00 | | | | | | |
| 20 | 2.94 | 1.00 | | | | | |
| 25 | 5.13 | 1.75 | 1.00 | | | | |
| 30 | 8.09 | 2.76 | 1.58 | 1.00 | | | |
| 40 | 16.61 | 5.66 | 3.24 | 2.05 | 1.00 | | |
| 50 | 29.01 | 9.88 | 5.66 | 3.59 | 1.75 | 1.00 | |
| 75 | 79.95 | 27.23 | 15.59 | 9.88 | 4.81 | 2.76 | 1.00 |
| 100 | 164.11 | 55.90 | 32.00 | 20.29 | 9.88 | 5.66 | 2.05 |
| 150 | 452.24 | 154.05 | 88.18 | 55.90 | 27.23 | 15.59 | 5.66 |

管径均等表は管長・水圧および摩擦係数が同一のときに、上記の式によって算出したもの。

(4) 管網となっていない配水管からの分岐について

既に相当数の分岐数がある配水管から新たに分岐する場合、既存利用者に水圧等の影響が懸念されるときは、需要者で水理計算を行い、末端給水栓で最小動水圧 0.196MPa 以上であることを証明し、当該水理計算書を市へ提出すること。水理計算に必要な配水管の水圧は市から提供を行う。

なお、末端給水栓で最小動水圧 0.196Mpa 以上を確保できない場合は、需要者によって被分岐管の増径工事を行うこと。

(5) 水圧・水量不足に係る誓約書について

やむを得ない理由で、本基準書内で示すメーター口径に対する標準水栓数（1.4 計画使用水量および給水管の決定（3）の力）を越えて水栓を設置しようとする場合、あるいは給水管延長が長く、水圧および水量不足が懸念される場合は、申込者に対して水圧および水量不足になる可能性があることを説明した上で、「水圧・水量不足に係る誓約書」（P32）を給水装置工事申込書と一緒に提出すること。

第2章 給水装置工事の施工について

2.1 給水管の分岐

次のことに留意して施工すること。

- (1) 水道以外の管との接続とならないよう、事前調査と現地確認を行うこと。
- (2) 分岐位置は、他の給水装置の分岐位置から 30 cm以上離すこと。
- (3) 分岐口径は、分岐される管の口径より小さいこと。最小口径は 20 mmとする。
- (4) 分岐には、被分岐管の管種および口径ならびに給水管の口径に応じたサドル分水栓、割T字管又はチーズ、T字管を使用すること。(詳細は表 11 を参照のこと。)
- (5) 分岐は配水管等の外面を十分掃除し、サドル付分水栓等の給水用具の取り付けボルトが片締めにならないよう均等に締め付けること。
- (6) 配水管等への穿孔機の取り付けは、配水管等に損傷を与えないよう、作業の安全を考慮し、確実に取り付けなければならない。
- (7) 鋳鉄管に穿孔する場合は、内面塗膜材等に悪影響を与えないよう注意し、サドル付分水栓、割T字管での穿孔端面には防食のためインサートリング(密着コア)を装着すること。
- (8) サドル付分水栓、割T字管は取り付け後、腐食防止のポリエチレンシートを巻き付けること。また、被分岐管にポリエチレンスリーブが施されている場合は、復元すること。
- (9) 各口径の給水管本設標準施工図は別紙資料(P34~35)のとおりである。

表11 配水管からの分岐方法

| 被分岐管 | | 岐管 | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|-----------------|------|
| 種類 | 口径 | 20mm | 25mm | 40mm | 50mm | 75mm |
| 鋳鉄管 | 50mm | サドル付分水栓 | サドル付分水栓 | チーズ | - | - |
| | 75mm | サドル付分水栓 | サドル付分水栓 | サドル付分水栓 | サドル付分水栓 割T字管 | - |
| | 100mm以上 | サドル付分水栓 | サドル付分水栓 | サドル付分水栓 | サドル付分水栓 割T字管 | 割T字管 |
| ビニール管 | 50mm | サドル付分水栓 | サドル付分水栓 | チーズ | - | - |
| | 75mm | サドル付分水栓 | サドル付分水栓 | サドル付分水栓 | サドル付分水栓 割T字管 | - |
| | 100mm以上 | サドル付分水栓 | サドル付分水栓 | サドル付分水栓 | サドル付分水栓 割T字管 | 割T字管 |
| ポリエチレン管 | 40mm | サドル付分水栓 | チーズ | - | - | - |
| | 50mm | サドル付分水栓 | サドル付分水栓 | チーズ | - | - |

2. 2 給水管の保護

- (1) 給水管の上部 20 cm、下部 10 cmに保護砂を施すこと。
- (2) 露出する部分の給水管および屋内であっても凍結のおそれがある場合は、適切な防寒材等で被覆すること。
- (3) ガソリン、塗料等の有機溶剤を含むものに侵されるおそれがある場所においては、当該物が浸透するおそれのない材質の被覆または、鞘管等を用いる等適切な措置を講ずること。

2. 3 給水管の埋設深さ

- (1) 給水管の埋設深さは道路管理者の指示に従うものとするが、公道内の車道および歩道部分ならびに私道においては 60 cm以上、宅地内においては 30 cm以上の深さに埋設すること。
- (2) 道路部分に配管する場合は、他の埋設物に十分注意し、必要な離隔をとること。

2. 4 給水管の明示

- (1) 道路部分に布設する給水管には、埋設表示シート（水道用 W=150 mmダブル）を埋設深から 1 / 2 の位置に埋設すること。
- (2) 道路掘削時に埋設表示シートを破損したときは、復元すること。
- (3) ロケーティングワイヤーはサドル付分水栓から止水栓まで取り付けること。

2. 5 止水栓の位置

- (1) 配水管から分岐した給水管には、止水栓または仕切弁を必ず設置すること。
- (2) 引込管口径 40 mm以下の場合、止水栓はメーターボックス内に収納すること。
- (3) 引込管口径 50 mm以上の場合、メーターボックスの前後に仕切弁を設置すること。

2. 6 空気弁の設置

空気の停滞が生じるおそれがある場所は空気弁を設置すること。

また、φ75 mm以上の配管で次の場所では必ず空気弁を設置すること。

- (1) 水路等の構造物で上越しを行う場合。
- (2) 水路等の構造物で伏せ越しを行う場合は次のとおりとする。
 - ア 構造物の伏せ越し部とその前後に曲管等で落差をつけるときは空気弁を設置すること。
 - イ アの場合で落差をつける必要が無いときは空気弁を設置しなくてよい。

2. 7 給水取出し管

配水管からの取出し管は、1 建築物に 1 取出しを原則とする。

2. 8 断水が伴う工事について

仕切弁、バルブ等の操作は水道事業者が行う。

2. 9 元付け型浄水器等の設置について

- (1) メーターの二次側に設置し、メーターからの離隔を 50cm 以上確保すること。
- (2) 元付け型浄水器等とメーターの間に逆止弁を設置すること。ただし、元付け型浄水器等の本体が逆流防止機能を有している場合は、設置不要とする。
- (3) 給水装置の設計にあたって、元付け型浄水器等の損失水頭を考慮して設計すること。
- (4) 機器によっては末端給水栓における残留塩素濃度が法定基準の 0.1mg/l 以上を確保できなくなる場合があるため、設置者および使用者に対して適切な維持管理等を周知徹底すること。(平成 14 年 8 月 30 日付け厚生労働省事務連絡通知より)
- (5) 元付け型浄水器等の水質責任範囲は、当該機器上流側までが米原市とし、下流側は設置者の自己責任とする。そのため、元付け型浄水器を設置する場合は、給水装置工事申込時に「元付け型浄水器等に係る誓約書」(P33) を提出すること。

2. 10 その他について

河川等を横断して給水管を布設する場合は、それぞれの管理者の指示に従うこと。

第3章 給水装置の材料について

本市の布設した配水管に接続および分岐装置を取り付けする給水装置工事、また当該分岐口から水道メーターまでの給水装置工事に使用する全ての材料は、米原市水道事業給水条例第9条（給水管および給水用具の指定）に基づいて指定する。

3. 1 水道メーターまでの指定材料について

表12 給水装置指定材料一覧の中から最も適切な材料を選定して使用すること。

3. 2 水道メーターから二次側の使用材料について

水道法施行令第6条に規定する給水装置の構造および材質による性能基準適合品であることが認証（自己認証または第三者認証）されている材料であること。

表12 指定材料一覧表

| 種別 | 使用材料 | 品名（規格） | 規格品番 | 備考 |
|-----|----------|------------------------|--------------------------|--------------------------------|
| 給水管 | 合成樹脂管 | 水道用ポリエチレン管（1種二層管） | JIS K 6762 | 呼び径20～50mm これ以外は要協議 |
| 継手類 | 合成樹脂管用 | 水道用ポリエチレン管金属継手 | JWWA B 116 | 呼び径20～50mm |
| 栓類 | 止水栓 | 副栓付伸縮止水栓（コマ式） 蝶ハンドル | | 口径13～25mm |
| | | 副栓付伸縮止水栓（コマ式） BC丸ハンドル | | 口径40mm レバー式 |
| | 分水栓 | 水道用サドル付分水栓（ボール式） | JWWA A 117 JWWA B 136 | 配水管口径40～100mm以上 分岐口径20～50mm |
| | 不断水T字管 | 不断水T字管 | | 口径50mm以上 |
| | インサートリング | 密着コア | | 铸铁管穿孔時使用 |
| | 仕切弁 | プレイングートバルブ | | 口径50mm以上 |
| | 逆止弁 | 単式逆流防止弁 | JWWA B 129 | 口径25mm以上 |
| | 空気弁 | 水道用急速空気弁 | | |
| 筐類 | メーター用 | 樹脂製メーターボックス（市章入り） | | 土留板、メーターライナー付 |
| | 仕切弁用 | 樹脂製バルブボックス | | |
| その他 | ワイヤー | ロケーティングワイヤー | | |
| | 管明示シート | 埋設表示シート | | 150mm巾50m巻W（2倍折込） |
| | スリーブ | 水道用ダグマイル铸铁管用ポリエチレンスリーブ | JWWA K 158 | 铸铁管用防蝕 |
| | 圧着部保護部材 | ネオSKジョイント、補修バンド、C型クランプ | | |

この表に記載のないものでも、当課と協議の上使用を認めることもある。

第4章 受水槽について

受水槽は水道法第3条第9項に規定する給水装置ではないが、その構造および材質に不備があるときは、水質上問題が生じるおそれがあるため、この基準により指導する。

4. 1 設置位置について

- (1) 受水槽は、明るく、換気がよく、管理の容易な場所に設置すること。
- (2) 汚水枿等の汚染源に近接しない場所に設置すること。
- (3) 道路より低い位置に受水槽を設ける場合は、雨水および汚水の流入を防止するような構造とすること。
- (4) 崩壊の恐れのある法面等の近くに設置しないこと。

4. 2 材質について

- (1) 受水槽は、ステンレス鋼板、鉄筋コンクリートまたはガラス繊維（FRP）その他堅固な材質のものを使用し、水密な構造であること。
- (2) 材質および防水防食塗料は、水質に影響を及ぼさないものであること。

4. 3 構造について

- (1) 建築物の内部、屋上または最下階の床下に設ける場合
 - ア 外部から受水槽の天井、底または周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。
 - イ 受水槽の天井、底または周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。
 - ウ 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。
 - エ 内部の点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、雨水その他の衛生上有害なものが入らないように 10 cm以上立ち上げたマンホール（直径 60 cm以上）、を設けること。なお、マンホールは蓋に施錠すること。
 - オ 水抜管を設ける等、内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。
 - カ ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。
 - キ ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気装置を設けること。
ただし、有効容量が 2 m³未満の受水槽についてはこの限りでない。
 - ク 受水槽の上にポンプ、ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合においては、飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。
 - ケ 原則として、受水槽と直結増圧式の併用でないこと。

- (2) 前記(1)以外の場所に設ける場合
- ア 受水槽の底が地盤下にあり、かつ当該受水槽から汲み取り便所の便槽、し尿浄化槽、排水管（受水槽の水抜管または越流管に接続する排水管を除く）、ガソリントタンク、その他衛生上有害なものの貯留または処理に供する施設までの水平距離が5m未満である場合、前記アおよびウからクまでに定めるところによる。
 - イ アの場合以外はウからクまでに定めるところによる。
- (3) 容量について
- ア 受水槽の有効容量は次の式を標準とする。
有効容量＝1日あたり使用水量×4/10～6/10
 - イ 受水槽の流入水量は次の式を標準とする。
流入水量＝1日あたり使用水量/1日あたり使用時間
 - ウ 水質保全のため、原則として消火用水槽と受水槽は兼用しないこと。

4. 4 附属設備について

- (1) ボールタップおよび定位水弁
- ア ボールタップの取り付け位置は、点検修理に便利な場所を選定し、この近くにマンホールを設置すること。
 - イ 吐水口径φ20mmまでは、複式ボールタップによる入水とする。
 - ウ 吐水口径φ25mm以上は、水撃防止のため定位水弁（副弁付き）を使用すること。
- (2) 越流管
- 受水槽には、越流管を設置すること。その取り付けに際しては、受水槽に汚水その他衛生上有害なものが入らないよう基準面より50cm以上の高さに設け、出口には目の細かい防虫網を設けること。なお、越流管の大きさは、給水管呼び径の2倍以上を基準とする。
- (3) 水抜管
- 受水槽の最低部に水抜管を設けること。
- (4) 給水栓
- 受水槽直前の直圧給水部分に、水質検査および受水槽故障時の応急対応用の水栓を設けること。
- (5) 波立ち防止装置
- 満水時の波立ち防止のため、必要に応じて波立ち防止装置を設置すること。
- (6) 逆流防止
- 受水槽に給水する場合は、給水栓の吐水口と受水容器の越流面との間に必要な吐水口空間を確保すること。また、水抜き管や越流管の排水管は、間接排水として適切な排水口空間を確保すること。

(7) 警報装置

受水槽に満水、減水の警報装置を設け、その受信機は管理室等の人が常駐する場所に設置すること。

(8) タラップ

清掃等保守点検のためタラップを設けること。なお、水槽内にタラップを設ける場合は、水質に悪影響を与えない材質のものを使用すること。

4. 5簡易専用水道設置届について

受水槽または貯水槽を設置する場合、給水工事申込み時に簡易専用水道設置届を提出すること。また、設置内容に変更が生じたときや廃止するときは、簡易専用水道届出事項変更届、簡易専用水道廃止届を提出すること。

第5章 水道メーターについて

5. 1 メーターの設置について

メーターの設置位置は管理者が定めるが、次のことに留意し定めることとする。

- (1) メーターは、原則として道路境界線に最も近接した敷地部分（道路境界から1.0m以内）で、メーターの検針および点検、取替作業が容易であり、かつ、メーターの損傷や汚染のおそれがない位置であること。
なお、取替作業スペースは、原則として高さ170cm以上、縦・横60cm以上の空間を確保すること。
- (2) メーターは、メーターボックス内に収納すること。
- (3) メーターの設置にあたっては、メーターに表示されている流入方向矢印を確認し、水平に取り付けること。
- (4) メーターは原則として給水栓より低位置に設置すること。
なお、建物の構造上、メーターが給水栓よりも高位置に設置する場合、空気が流入することでメーターが過進するおそれがあるため、空気弁の設置を検討すること。
- (5) $\phi 25$ mm以上のメーターを設置する際は、二次側に逆止弁を設置すること。
また、 $\phi 25$ mm以下のメーターを設置する場合においても、逆流が懸念される場合は逆止弁を設置すること。
- (6) 建築物建屋内に設置しないこと。

5. 2 メーターの設置個数について

メーターを設置する個数の基準は、原則1建築物について1個とする。

また、集合住宅については、親メーターを設置し、親メーター以降の各戸メーターについては、所有者で設置・管理・検針を行うこと。

なお、米原市合併以前の旧山東町、伊吹町、米原町のときに設置された親メーターの無い各戸メーターについては特例として認めるが、当該建物を新たに建て直すときは親メーター方式を採用し、各戸メーターは所有者で設置・管理・検針を行うこと。

5. 3 メーターの口径について

メーターの口径についてはP7を参考に、給水管の口径、計画使用水量等を考慮して定めること。また、決定にあたっては、メーターの耐久性や適正な計量を確保するため、表13の数値を参考にすること。

表13 水道メーター適正使用流量表（参考）

| メーター口径 (mm) | | 適正使用流用 範囲 (m ³ /h) | 瞬時最大許容量 (m ³ /h) | | 月間使用量 (m ³ /月) |
|-------------------|----|----------------------------------|-----------------------------|----------------|------------------------------|
| | | | 10分/日以 内の場合 | 1時間/日以 内の場合 | |
| 接線流羽 根車式 | 13 | 0.1～1.0 | 2.5 | 1.5 | 100 |
| | 20 | 0.2～1.6 | 4 | 2.5 | 170 |
| | 25 | 0.23～2.5 | 6.3 | 4 | 260 |
| | 40 | 0.5～4.0 | 10 | 6 | 420 |
| たて形 ウォルト マン | 50 | 1.25～17.0 | 50 | 30 | 2,600 |
| | 75 | 2.5～27.5 | 78 | 47 | 4,100 |

（一般社団法人日本計量機器工業連合会資料より）

*適正使用流用範囲とは、水道メーターの性能を長期間安定した状態で使用することのできる標準的な流量をいう。（製造者推奨値）

5. 4メーターの口径の変更について

メーター口径を変更した場合、メーターボックスも口径に応じたものに交換すること。また、減径は2口径までとし、二次側の給水管口径も原則同口径に変更すること。なお、50mm以上のメーターを減径する場合は別途協議のこと。

第6章 クロスコネクションの禁止について

水道法施行令第5条第6号より「当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと」とあり、給水管は安全な水質を確保するために、汚水や薬液等が逆流するおそれのある管、機械、設備管等と直接連結（クロスコネクション）してはならない。

また、連結点に仕切弁等を設置している場合においても、誤操作や故障を考慮し、連結は認めない。

6. 1 クロスコネクションとなる配管の例

- (1) 井戸水、工場用水の配管
- (2) プール、浴場等の循環用の配管
- (3) 水道水以外の給湯用の配管
- (4) 受水槽以下の配管
- (5) ポンプの呼び水用の配管
- (6) 雨水管
- (7) 水道水以外のスプリンクラーの配管
- (8) その他排水管等

第7章 土木工事について

7. 1 土工事（掘削・埋戻し）

- (1) 道路掘削を伴う工事は、道路占用および道路使用許可等の条件を遵守し、適正に施工、かつ事故防止に努めること。
- (2) 掘削に先立ち事前の調査を行い、現場状況を把握すること。
- (3) 水道管および他の地下埋設物の近くを掘削するときは人力掘削とし、慎重に掘削すること。
- (4) 掘削深さが1.5mを超える場合は、切取り面がその箇所土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き土留工を施すこと。
- (5) 掘削深さが1.5m以内であっても、土質の状況により土留工を施すこと。
- (6) 道路内における埋戻しは、良質土を用いて、原則として厚さ30cmを超えない層ごとに十分締固め、陥没、沈下等を起こさないようにしなければならない。また、他の埋設物周りの埋戻しにあたっては、その管理者の指示によるものとする。

7. 2 道路復旧工事

- (1) 舗装仮復旧について
 - ア 舗装仮復旧は埋戻し後、直ちに施工しなければならない。
 - イ 仮復旧の表層材は、常温又は加熱アスファルト合材にて施工し、仮復旧跡の路面には、白線等道路標示のほか、必要により道路管理者の指示によるペイント等により表示すること。
- (2) 舗装本復旧について
 - ア 本復旧は、在来舗装と同等以上の強度、および機能を確保するものとし、舗装構成は、道路管理者が定める仕様書によるほか、関係法令に基づき施工しなければならない。
 - イ 工事完了後、速やかに既設の区画線、および道路標示を溶着式により施工し、標識類についても原形復旧とすること。

7. 3 現場管理

関係法令を遵守するとともに、常に工事の安全を留意し、現場管理を適切に行い、事故防止に努めること。

- (1) 工事の施工に当たっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令および工事に関する諸規定を遵守し、常に交通および工事の安全に十分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音、振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること。
- (2) 道路工事に当たっては、交通の安全等について道路管理者および所轄警察署長と事

前に協議しておくこと。

- (3) 工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の規定に基づき、工事施行者が責任をもって適正かつ速やかに処理すること。
- (4) 工事中、万一不測の事故等が発生した場合は、直ちに所轄警察署長および道路管理者に通報するとともに、水道事業管理者に連絡しなければならない。工事に際しては、予めこれらの連絡先を確認し、周知徹底をさせておくこと。
- (5) 他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従わなければならない。
- (6) 掘削に当たっては、工事場所の交通の安全等を確保するため保安設備を設置し、必要に応じて交通整理員を配置すること。また、その工事の作業員の安全についても十分留意すること。
- (7) 工事施工者は、本復旧工事施工まで常に仮復旧箇所を巡回し、路盤沈下、その他不良個所が生じた場合または道路管理者等から指示を受けたときは、直ちに修復をしなければならない。

第8章 給水装置工事の手続きについて

給水装置工事申込書を作成するにあたっては、事前の調査および協議した内容を再確認した上で作成すること。また、工事申込者に記載内容を十分に説明し理解を得ること。

8. 1 給水装置工事に必要な書類について

(1) 必要書類（分岐工事）

- ア 給水装置工事申込書・承認書 各1部
- イ 位置図 2部
- ウ 一次側平面図、断面図 3部
- エ 上下水道異動届 1部
- オ 立体図・水理計算書 1部
(2階建一般住宅等でメーター口径φ25mmまでは提出の省略可)
- カ 道路占用内訳書 1部
- キ 通行規制図 3部(県道の場合は9部)
- ク 道路復旧断面図 3部
- ケ 現況写真 4部(市道、里道の場合は提出の省略可)
- コ 自治会長の同意書 1部(里道に埋設する場合)
- サ 誓約書 1部(3階直結直圧等の必要時のみ)

(2) 必要書類（宅内工事）

- ア 給水装置工事申込書・承認書 各1部
- イ 位置図 2部
- ウ 二次側平面図 2部
- エ 立体図・水理計算書 1部
(2階建一般住宅等でメーター口径φ25mmまでは提出の省略可)
- オ 上下水道異動届 1部(分岐工事で提出済みであれば不要)

(3) 利害関係者の同意について

他人の給水装置から分岐する場合、その所有者の理解を得た上で、給水装置工事申込書・承認書の分岐等給水管所有者承諾欄に所有者の署名、押印のこと。

また、他人の土地を通じて給水する場合も同様に、その所有者の理解を得た上で、給水装置工事申込書・承認書の土地・家屋・私道等所有者承諾欄に所有者の署名、押印のこと。

(4) 加入分担金、検査手数料について

給水装置工事を申請時に、加入分担金と検査手数料を納付すること。

(5) 申請の取り消しについて

申請を取り消しする場合は、給水装置工事(設計変更・申込取消)届を提出すること。

第9章 給水装置工事の図面について

9.1 図面の表示

図面は、給水する家屋などへの給水管の布設状況等を図示するものであり、給水装置の適切な維持管理のため、明確、かつ容易に理解できるものであること。

(1) 方位について

方位は、原則として北を上にして作成し、方位を記入すること。

(2) 縮尺について

縮尺は、適当な縮尺で要領よく見やすく書くこと。

(3) 図面の大きさについて

図面の大きさはA4を基準とする。

(4) 単位について

管および水栓の口径はmmとし、給水管の延長および高さ、道路幅員などはmとする。

(5) 水道管の線について

図面に表示する水道管の色分けは表14のとおりとする。

表14 線種一覧表

| 管種 | 線種 | 凡例 |
|-------|-------|--|
| 新設給水管 | 赤色実線 |  |
| 新設給湯管 | 赤色破線 |  |
| 既設給水管 | 黒色実線 |  |
| 既設給湯管 | 黒色破線 |  |
| 配水管 | 黒色太実線 |  |
| 井水等 | 緑色実線 |  |

(6) 表示記号について

図面上の管種記号・給水装置表示記号は、次の表15、表16のとおりとする。

給水用具等は、その用具の名称を旗揚げ表記する等して、作成者以外でもわかるようにすること。

なお、表15、表16以外の記号を用いても、凡例を示せば可とする。

【記入例】(管種) (口径) (延長) → HIVP φ20 2.0

(給水用具名) (立ち上げ高さ) → 混合水栓 +0.5

表 15 管種記号

| 管 種 | 記 号 |
|--------------|------|
| ダクタイル 鋳鉄管 | DIP |
| 耐衝撃性硬質塩化ビニル管 | HIVP |
| 硬質塩化ビニル管 | VP |
| ポリエチレン一種二層管 | PP |
| 架橋ポリエチレン管 | XPEP |
| ポリブデン管 | PBP |

表 16 給水装置記号

| 名称 | 平面図記号 | 名称 | 平面図記号 |
|----------------|-------|----------|-------|
| メーター | | 口径変更 | |
| 止水栓 | | 仕切弁 | |
| バルブ | | 防護管(さや管) | |
| 逆止弁 | | 管種変更 | |
| 給水栓・一般用具 | | 空気弁・給排気弁 | |
| 混合水栓 | | 受水槽 | |
| ボールタップ | | 高置槽 | |
| 立上り・下り | | ポンプ | |
| 給水用具 (湯沸器等) | | | |

9. 2 図面の種類

(1) 位置図

給水装置工事申込場所がわかるもので、工事申込場所を赤色で囲うこと。
方位は原則北を上にする。

(2) 一次側平面図・断面図（分岐工事）

- ア 方位および宅地境界を表示すること。
- イ 道路幅員および道路種別を表示すること。
- ウ 配水管の位置および管種・口径・土被りを表示すること。
- エ 布設する管の位置および管種・口径・延長・土被りを表示すること。
また、公道部に埋設する占用数量がわかるようにすること。
- オ 水道メーター、止水栓の位置を表示すること。（官民境界から1 m以内）
また、使用場所の建物との位置関係がわかるように表示すること。
- カ 道路復旧範囲、断面を表示すること。

(3) 二次側平面図（宅内工事）

- ア 方位を表示すること。
- イ 水道メーターの位置、口径を表示すること。（官民境界から1 m以内）
- ウ 当該家屋の水廻りの間取（水栓のあるトイレ、キッチン等は名称表示）を表示すること。
- エ 給水管の管種、口径、延長を表示すること。
- オ 給水用具を表示し、旗揚げ等で名称を記入すること。
- カ 改造、変更の場合は既設管の管種、口径を表示すること。
- キ 配管が複雑な場合は詳細図を添付すること。

(4) 立体図（宅内工事）

2階建一般住宅等でメーター口径が25mmまでの場合は立体図を省略することができるが、メーター口径と比べて給水用具が多い場合は立体図、水理計算書を添付すること。

メーター口径がφ40mm以上の場合については、二次側平面図に加え立体図、水理計算書を添付すること。

なお、共同住宅で同一タイプの部屋がある場合は、1タイプのみの配管状況を記入し、その他の部屋についてはタイプを明確にした上で省略可とする。

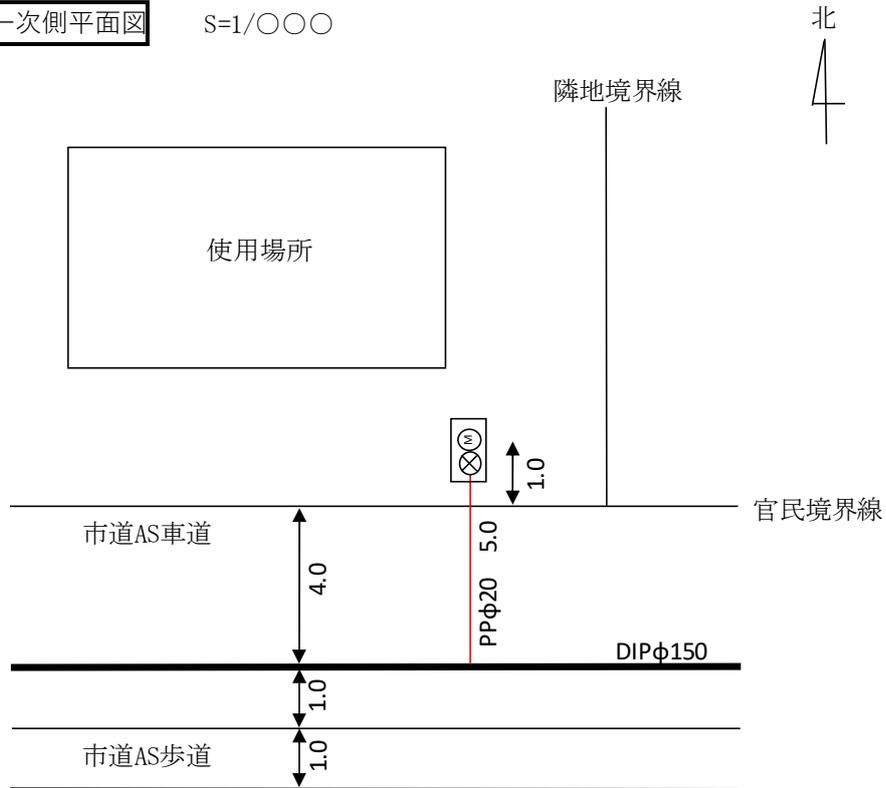
(5) 貯水槽以下の図面

貯水槽以下の施設は、水道法に規定する給水装置ではないが、飲料水供給施設全体として把握するため、その使用材料および構造等がわかるように表示し、配管系統図、屋外配管図、各階平面配管図の図面を添付すること。また、建物と受水槽の位置関係が明確にわかるように記入すること。

作 図 例

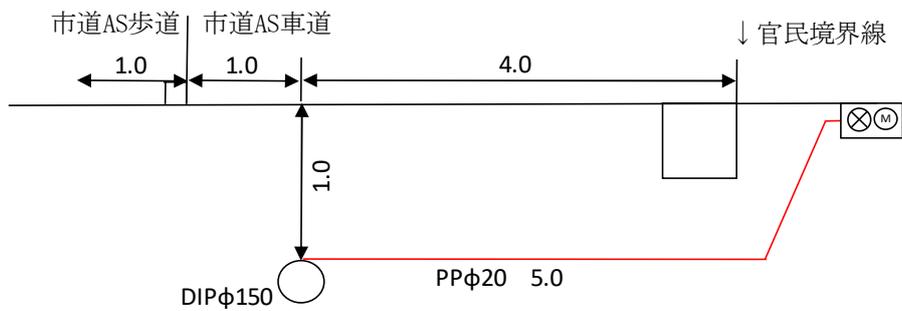
一次側平面図

S=1/〇〇〇

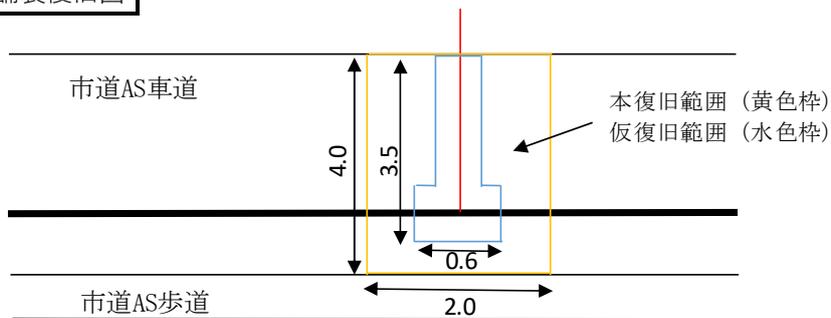


断面図

S=1/〇〇〇



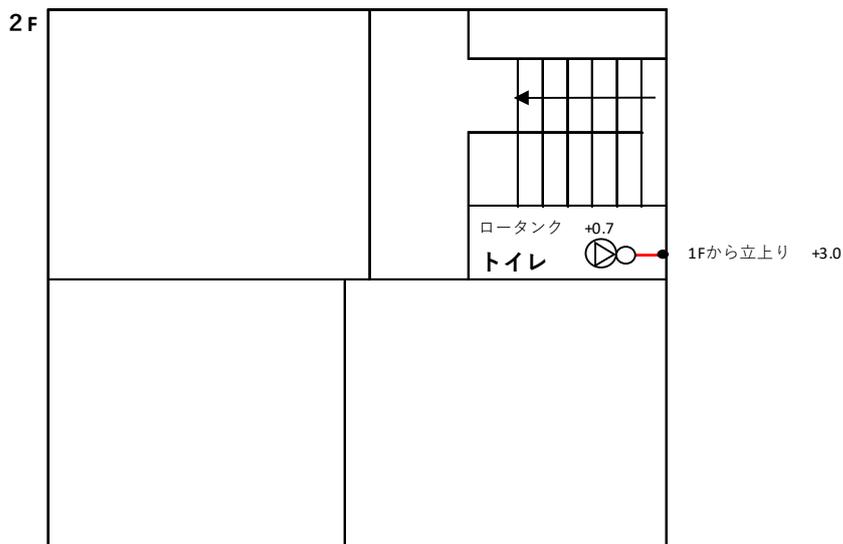
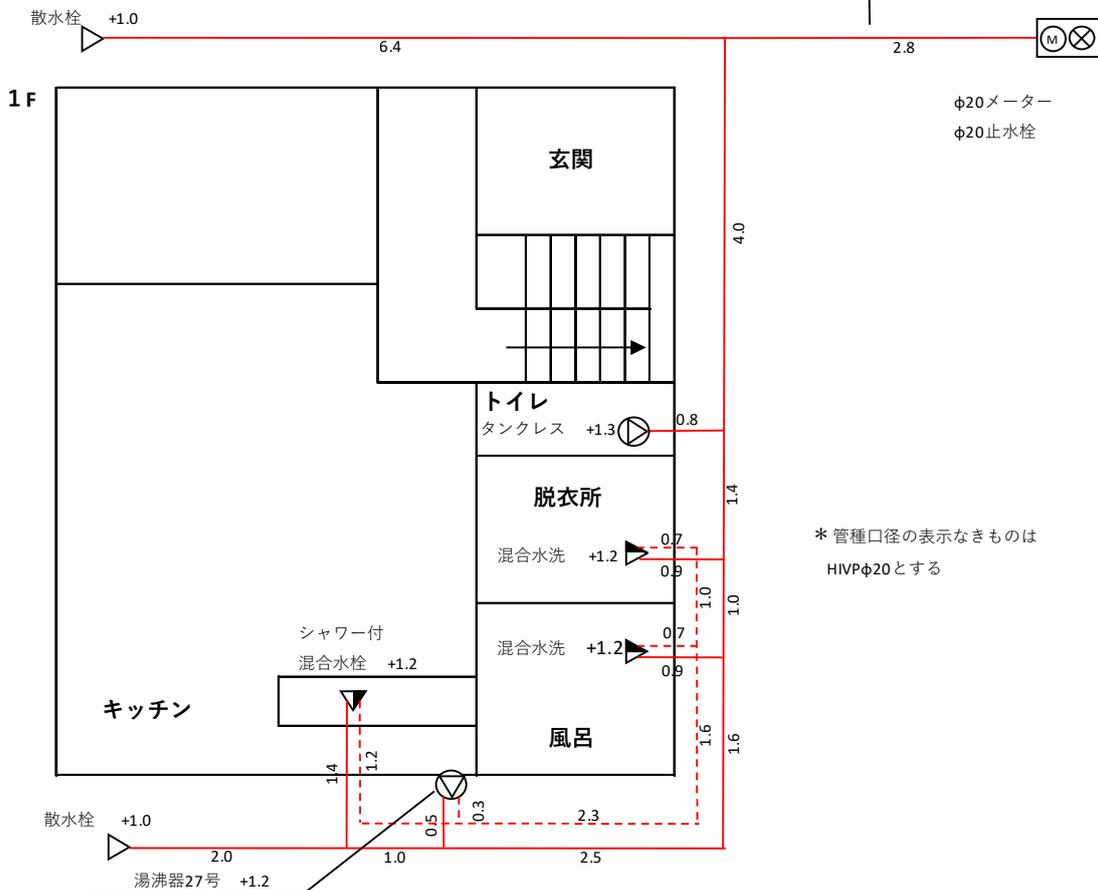
舗装復旧図



* 舗装復旧図は一次側平面図内に記載してもよい。

二次側平面図

S=1/000



第 10 章 給水工事の検査について

米原市水道事業給水条例第 8 条第 2 項に、指定給水装置工事事業者は、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならないとあり、米原市水道事業給水条例施行規程第 8 条第 2 項に、工事検査を受けるときは給水装置工事主任技術者を立ち会わさなければならないとあることから、検査当日は主任技術者が立会すること。

10. 1 分岐工事検査

分岐工事検査は、施工日の 3 営業日前までに立会依頼の連絡をすること。

検査当日は、指定材料の使用の確認、穿孔作業の確認、保護砂の確認、機能検査、水質検査等を行う。

なお、分岐方法が割 T 字管の場合、穿孔前に水圧検査（1.0MPa を 1 分間）を計測し、漏水が無いか確認してから穿孔すること。

また、立会後は分岐工事写真記録を上下水道課へ提出すること。現地立会が出来ない場合においては、この写真記録をもって検査とする。

10. 2 給水装置工事検査

給水装置工事検査は、給水装置工事検査依頼書兼自主検査報告書の提出をもって立会検査願とする。

立会検査日は年末年始、祝日を除く毎週火曜日・木曜日の 9 時から 11 時 30 分まで、13 時 30 分から 16 時 30 分までで実施するため、事前に検査日の予約を行うこと。

立会検査当日は自主検査報告書を基に現地確認を行うため、主任技術者は責任を持って自主検査報告書を作成すること。また、宅内の末端給水栓にて残留塩素の確認および各給水用具の動作状況を確認するため、事前の準備を怠らないこと。

10. 3 給水装置工事検査の提出書類

給水装置工事検査を依頼するときは、次の書類を上下水道課へ提出すること。

- (1) 給水装置工事検査依頼書兼自主検査報告書
- (2) 竣工図
- (3) 水圧検査写真

水圧検査は 1.0MPa を 1 分間計測し漏れが無いか確認すること。

水圧検査写真は「1.0MPa/1 分間」および測定時刻が記載された黒板と水圧ゲージを一緒に撮影すること。

別紙資料

年 月 日

米原市長 様

申込者 住所
氏名

印

水圧・水量不足に係る誓約書

このたび、米原市 番地 における給水装置の申込みについて、配管、水栓数を考慮すると給水管の口径を増大しなければいけないところ、私の都合により給水装置工事申込書で表示した口径を使用します。
つきましては、下記の事項を誓約します。

記

- 1 同時使用した場合に、水量・水圧が不足しても米原市に異議申し立てしません。
- 2 本給水装置を第三者に譲渡する場合は、この誓約書の趣旨を譲渡人に十分に理解・把握させ、継承します。

年 月 日

米原市長 様

申込者 住所
氏名

印

元付け型浄水器等に係る誓約書

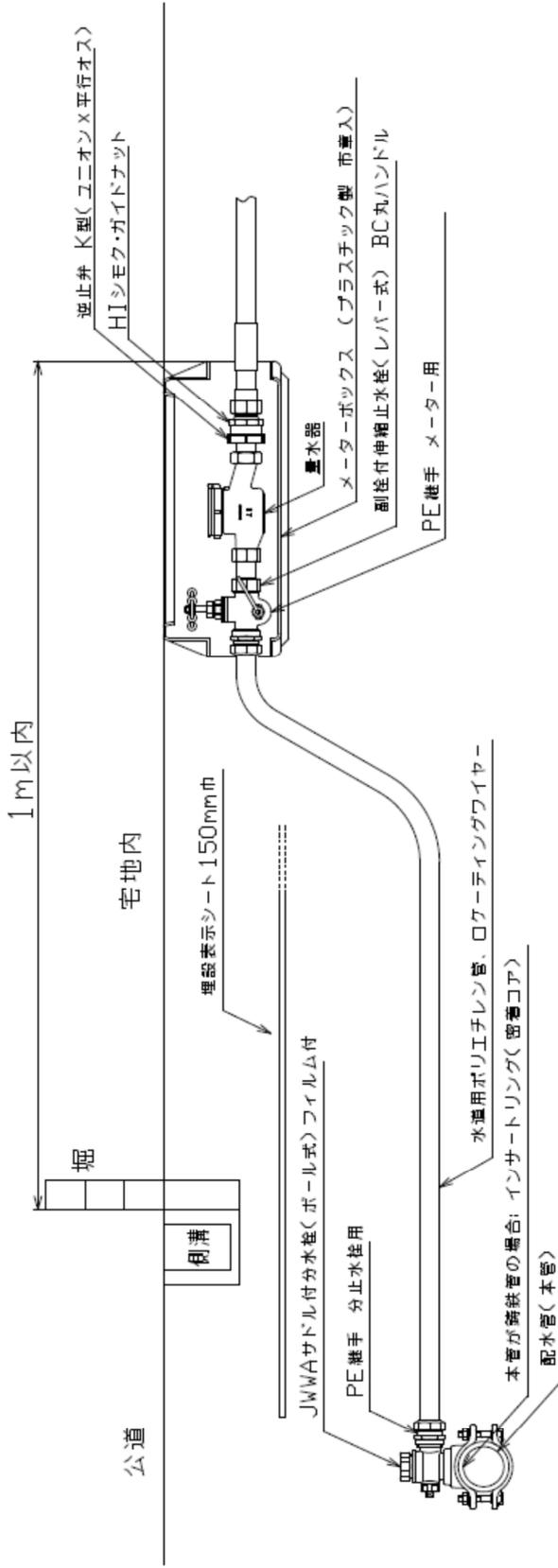
このたび、米原市 番地 における給水装置への元付け型浄水器等の設置について、下記の事項を誓約します。

記

- 1 元付け型浄水器等（「以下、浄水器」）の使用により、水道水中の残留塩素濃度が法定基準の0.1mg/l以下の濃度まで除去されることがあり、配管状況や使用状態等によっては、家屋内に給水される水が細菌等により汚染される可能性があることを理解し、浄水器の適正な衛生管理を行います。
- 2 米原市の水質責任範囲は当該浄水器の上流までであることを理解し、これより下流側の水質について問題が生じても当方の責任において解決し、米原市に対して異議申し立てをしません。
- 3 浄水器の設置、使用に起因して、水圧低下、出水不良等の問題が生じても当方の責任において解決し、米原市に対して異議申し立てをしません。
- 4 本給水装置を第三者に譲渡する場合は、この誓約書の趣旨を譲渡人に十分に理解・把握させ、継承します。

米原市給水管本設標準施工図

(給水口径 $\phi 40$)



(給水口径 $\phi 50$)

